

阪南水道事業の料金改定案について

阪南水道事業において健全で安定的な経営を持続するため、料金の改定、料金体系の変更について検討を行った。

1 料金改定案の概要

(1) 料金改定率

- 令和8年4月から14.4%の料金改定（統合案：令和5年度 13%）

- 料金算定期間（令和8年度～令和12年度）において、現行料金により見込まれる給水収益から14.4%の增收となるよう料金を改定

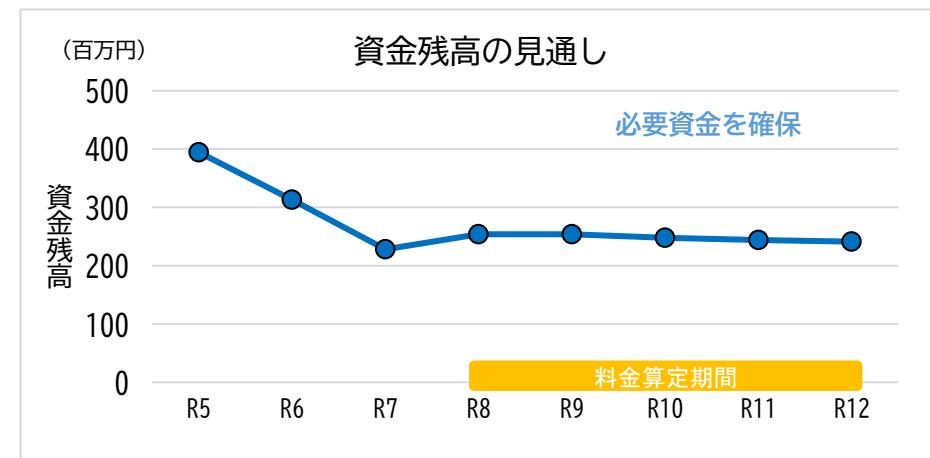
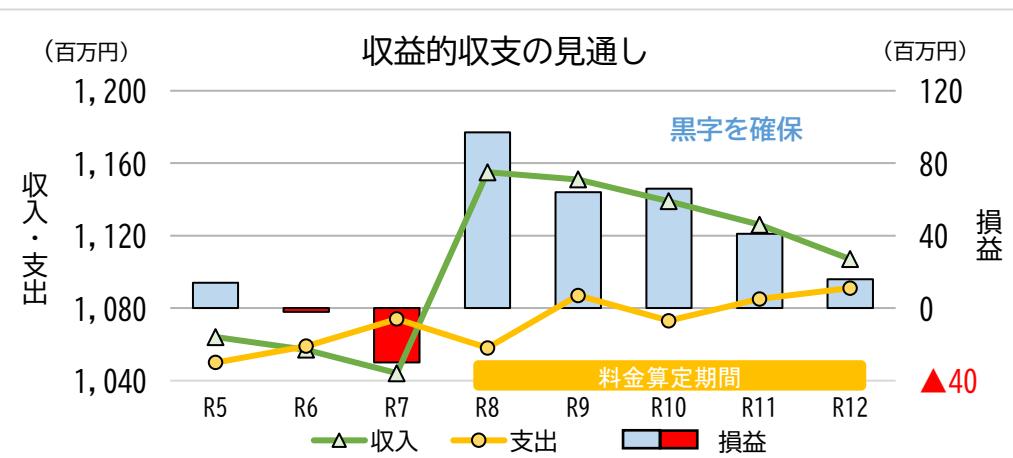
(2) 料金改定の効果

- 料金算定期間における単年度損益の黒字及び事業運営に必要な資金を確保

- 給水収益は5年間で6.2億円の增收

- 水道管をはじめ水道施設の更新・耐震化を推進

- 基幹管路の耐震管率（現状 5% ⇒ 令和12年度 24%）
- 重要給水施設管路の耐震管率（現状 9% ⇒ 令和12年度 25%）



(3) 料金改定の考え方

- 水道料金算定要領や市町村域水道事業の料金改定に係る統一的な考え方方に沿うように検討
- 基本料金の設定を「用途別料金体系」から「口径別料金体系」に変更
 - ・ 水道施設は水道メーターの口径に基づく水の使用量を前提に整備
 - ・ 口径の大きさに応じた基本料金の負担を求めることとし、家事用、営業等で区分する用途別から水道メーターの口径の大小で区分する口径別に変更
- 基本料金に含まれる基本水量（家事用の場合 $8\text{ m}^3/\text{月}$ ）を廃止
 - ・ 基本水量以内であれば使用水量にかかわらず料金が同じになり、節水努力が反映されない仕組を見直し
 - ・ 基本水量を廃止し、 1 m^3 から使用水量に応じた従量料金を設定
- 基本料金と従量料金の割合は 32% : 68%（現行料金では基本料金に基本水量を含んで32% : 68%）
- 使用水量が多くなるほど従量料金の単価が高くなる逓増制は維持するが逓増度を緩和（ $2.92 \Rightarrow 2.85$ ）
- 料金体系の変更に伴う使用者への影響を考慮した料金表の設定
 - ・ 全体の3分の2を占める水道メーター口径13mm又は20mm、使用水量 20 m^3 までの使用者層において大幅な負担増とならないよう考慮
 - ・ 口径13mmと20mmの基本料金の額の差を抑制（現在は口径にかかわらず家事用が適用され同額）
 - ・ 8 m^3 までの従量料金を少額に設定（現在の家事用の基本水量分）

2 料金表（現行と改定案）

現 行 (税抜)				改 定 案 (税抜)									
用途	基本料金	基本水量	口径	メーター使用料	口径	基本料金	従量料金単価						
家事専用	924円	8m ³	13mm	58円	13mm	1,090円	1m ³ ～ 8m ³ … 17円/m ³						
家事共同	924円 × 戸（室）数	8m ³ × 戸（室）数	20mm	86円	20mm	1,121円	9m ³ ～10m ³ … 150円/m ³						
家事共用	831円	8m ³	25mm	96円	25mm	2,044円	11m ³ ～15m ³ … 167円/m ³						
営業・会社・官公署用	3,174円	20m ³	30mm	143円	30mm	2,891円	16m ³ ～20m ³ … 185円/m ³						
公衆浴場用	18,667円	200m ³	40mm	181円	40mm	5,045円	21m ³ ～30m ³ … 232円/m ³						
工事・その他一時使用	6,667円	20m ³	50mm	1,143円	50mm	8,082円	31m ³ ～50m ³ … 282円/m ³						
			75mm	1,334円	75mm以上	18,679円	51m ³ ～100m ³ … 335円/m ³						
			100mm	1,619円			101m ³ ～200m ³ … 396円/m ³						
			150mm以上	企業長が定める額			201m ³ ～ … 427円/m ³						
従量料金単価													
【家事専用・家事共同・家事共用】 9m ³ ～10m ³ … 131円/m ³ (家事共用は122円/m ³)		※メーター使用料は基本料金に組み込みます。											
11m ³ ～15m ³ … 150円/m ³		【営業・会社・官公署用】 21m ³ ～30m ³ … 216円/m ³											
16m ³ ～20m ³ … 169円/m ³		31m ³ ～50m ³ … 253円/m ³											
21m ³ ～30m ³ … 206円/m ³		51m ³ ～100m ³ … 299円/m ³											
31m ³ ～50m ³ … 243円/m ³		101m ³ ～200m ³ … 355円/m ³											
51m ³ ～100m ³ … 290円/m ³		201m ³ ～ … 392円/m ³											
101m ³ ～200m ³ … 346円/m ³		【公衆浴場用】 201m ³ ～ … 164円/m ³											
201m ³ ～ … 383円/m ³		【工事・その他一時使用】 21m ³ ～ … 415円/m ³											
現行と改定案の水道料金比較 1か月当たりの使用水量20m ³ の水道料金													
水道メーター口径13mm (税込)													
現 行 (家事専用)		改 定 案											
3,122円		3,614円 (+492円)											
水道メーター口径20mm (税込)													
現 行 (家事専用)		改 定 案											
3,153円		3,648円 (+495円)											

3 経営・事業等評価委員会 阪南水道事業料金検討部会における検討状況

議題		主な意見等
第1回 (R7.3.31)	<ul style="list-style-type: none"> ・阪南水道事業の現状と課題 ・水道料金の全国的な動向 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢単独世帯の増加や世帯人数の減少などにより水の使い方が変化する中で長期的に水道を維持していくための水道料金のあり方を含めて議論したい。 ・料金改定の必要性や効果などについて市民が理解、納得できるような説明をしてほしい。
第2回 (R7.5.14)	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の見通し（給水収益） ・支出の見通し（施設整備計画） ・財政シミュレーション ・必要な料金収入 	<ul style="list-style-type: none"> ●事務局から、施設整備計画（管路更新率の目標、事業費等）について、物価上昇の影響を踏まえ、現行計画の事業費（5年間で27.2億円）の範囲内で施設整備を行う「ケース1」と、事業費を増額（42.9億円）して現行計画どおりの施設整備を行う「ケース2」を提示し、方向性を議論 ・管路更新率の目標を大きく引き下げるには危惧がある。時限措置（R10まで）である統合に伴う国交付金を最大限に活用し、出来る限り進めるべき。 ・給水収益の規模（R5 9.3億円）に対する投資額としては現行計画の事業費が適当ではないか。本来投資は平準化することが望ましく、企業債残高等とのバランスも考慮すべき。 ・一定の安全を確保し、緊急時に対応できる体制は維持しておいて、給水原価に対し供給単価が低い現状を改善するため、市民負担を抑えた形で進めていくのがよい。
第3回 (R7.6.23)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画（投資額） ・財政シミュレーション ・必要な料金収入 ・料金改定案の検討ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ●事務局から、「ケース1」に優先度の高い管路更新の事業費を追加（+2.5億円）した「ケース3」を提示し、改めて議論 ・さらに管路更新率を上げられないかという思いはあるが、「ケース3」は漏水リスクのある基幹管路・重要給水施設管路の更新を追加し、国交付金の額も増えることから良い方向になった。 ・「ケース3」であっても料金改定率は14.4%となる。一度に大幅な改定をするのではなく、段階的に改定していく方がよい。 <p>⇒「ケース3」（更新率（5年間における年平均）：基幹管路1.8%・重要給水施設管路1.3%、事業費 29.7億円、料金改定率 14.4%）に対応した料金改定案を検討</p>
第4回 (R7.8.6)	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定案 ・住民説明会資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の報告書にはどのように料金算定をしたか、考え方やプロセスも記載しておく方がよい。 ・市民はもちろん大口使用者にも丁寧な説明、対応をしてほしい。
第5回 (R7.9.26)	<ul style="list-style-type: none"> ・部会まとめ（報告書） 	

4 料金改定案の説明経過、今後の予定

日 時	項 目	備 考
8月21日（木）	阪南市議会への説明	
9月7日（日）	住民説明会	
10月14日（火）	経営・事業等評価委員会	報告書とりまとめ、意見具申
10月27日（月）	首長会議	料金改定案とりまとめ
11月7日（金）、19日（水）	企業団議会 議員全員協議会、定例会	水道事業給水条例一部改正案提出